

令和7年3月17日  
香川県広域水道企業団  
財産契約課  
担当者：池田・宮宇地  
ダイヤル：087-826-6114

## 建設業者を指名停止

### 1 事案の概要

山政建設(株)の元役員は、同社が請け負った四国地方整備局発注の工事において、令和5年12月15日に発生した工事関係者事故に関し、東かがわ労働基準監督署長に遅滞なく報告しなければならないところ、下請業者等と共謀し、報告を怠ったとして、高松簡易裁判所から労働安全衛生法違反で罰金の判決を受け、令和7年2月1日にその判決が確定した。

このことは、香川県広域水道企業団建設工事指名停止等措置要領別表第25号（業務に関する法令違反）に該当するので、同要領第1条に基づき、指名停止を行う。

### 2 指名停止業者・所在地・指名停止期間

業者名	所在地	指名停止期間
山政建設株式会社 代表取締役 山西 勝蔵	木田郡三木町鹿伏402-1	令和7年3月17日 ～令和7年6月16日 (3月間)

### 3 指名停止業者と企業団との契約状況（令和2年度以降）

年度	件数	契約額（千円）
2	1	51,150
3	1	82,170
4	1	47,850
5	0	0
6	0	0

## 香川県広域水道企業団建設工事指名停止等措置要領（抄）

（指名停止等）

第1条 企業長は、香川県広域水道企業団建設工事執行規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第8号。以下「規程」という。）第9条第2項の規定により指名競争入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名の対象外（以下「指名停止」という。）とするものとする。

2 契約担当者（規程第6条第1項の契約担当者をいう。以下同じ。）は、前項又は次条の規定により指名停止された有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

別表（第1条、第3条—第5条、第10条関係）

措置要件	期間
<p>（業務に関する法令違反）</p> <p>25 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が法令に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から3月以上9月以内</p>